

請願第1号

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

標題の請願があったので提出する。

令和7年2月21日提出

藤井寺市議会議長 片山 敬子

藤井寺市議会
議長 片山 敬子 様

2025年2月6日



請願者
住所 [REDACTED]
氏名 大阪労連河内支部
議長 南山 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める請願

1. 請願の趣旨

食品など生活必需品の値上がりが続き、市民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスに代表される弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また物価高騰は、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

2024春闘で私たちは、物価高を上回る賃上げを要求し、近年にない額の賃上げが実現できましたが、それでも物価高には追いついていません。最低賃金も前年比50円の引き上げにとどまり、私たちが2年前に実施した必要生計費調査で明らかにした「最低限度の生活を保障する賃金は時給1500円」のレベルにはほど遠い時給1114円(大阪)となっています。

1990年代半ば以降の30年間、欧米諸国の労働者の実質賃金が順調に伸び続けてきたのとは対照的に、日本の労働者の実質賃金は低下し、国民の消費購買力の弱さが日本経済の成長を阻害する要因となっています。先に行われた総選挙において、自民党、立憲民主党をはじめ多くの政党が「時給1500円」に言及し、「手取りをふやす」という主張を含めて、ほとんどの政党が物価高騰に負けない国民生活の保障・改善が必要であるという立場に立っています。

物価高騰を上回る賃上げで、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高めることは、経済の好循環を生み出します。大阪労連が実施した「必要生計費調査」では、労働者が普通に暮らすために必要な金額は月額274,021円、時間額1,827円(大阪市の1人暮らしの男性)となっています。「時給1500円」は、遠い将来の目標ではなく、止まらない物価高により憲法が保障する生きる権利を脅かされている国民に、最低限度の生活を取り戻すために欠かせない喫緊の課題です。

最低賃金の引き上げにかかわって、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。コロナ禍による業績不振から抜け出せず、物価高による経費の増加で資金繰りが逼迫し、税・社会保険料の滞納が原因となった倒産が過去最多となっています。コロナ禍で一時的納付猶予が認められていた税・社会保険料の猶予額を、今、通常の納付額に上乗せして納付を求められ、支払えずに倒産する企業が増加しているのです。中小企業・小規

模事業所の経営を守り、最低賃金時給1500円を実施し、国民の生活改善、経済の好循環を実現するためには、政府による助成や融資、仕事探しや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動をともなう抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が求められます。

現行法では、最低賃金は地域別に決められています。しかし、私たち労働組合の仲間が全国でとりくんでいる必要生計費調査の結果を比較してみると、どこの都道府県に住んでいても、最低限度の生活に必要な生計費に大きな差はありません。諸外国の最低賃金制度のほとんどが全国一律で決められているように、日本でも地域別の最賃制度を改める必要があるのではないのでしょうか。

最賃制度が地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況、冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮して決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。地域別に最賃を決めるシステムが、日本の最低賃金を上げらなくさせ、今や時給2000円以上が当たり前となっている欧米諸国から大きく引き離された状況をつくりだしています。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。

2. 請願項目

国に対して「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を採択してください。

紹介議員

氏名 長尾 匡浩

氏名

氏名

氏名

【別紙 案】

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰は、〇〇市の市民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金を引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

2024年に改定された地域別最低賃金は、最高の東京でも時給1,163円、大阪では1,114円、最も低い県では951円に過ぎない。毎日8時間働いても月14万～17万円（税込み）であり、この賃金では最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。

賃金の引き上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことが喫緊の課題になっている。

賃金の引き上げにかかわって、中小企業・小規模事業所支援の抜本的強化を同時に行うことが重要である。今、日本の企業では、コロナ禍による業績不振から抜け出せず、物価高による経費の増加で資金繰りが逼迫し、税・社会保険料の滞納が原因となった倒産が過去最多となっており、この倒産の多くは中小企業・小規模事業所である。この状況下で、抜本的な支援強化なくして最低賃金の大幅実現はなしえない。中小企業・小規模事業所の経営を守り、最低賃金時給1500円を実施し、国民の生活改善、経済の好循環を実現するために、政府による大胆な財政出動をとまなう抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化を求める必要がある。

日本の最低賃金は、地域別であることが諸外国の最低賃金との格差が拡大してきた原因となり、日本は賃金が上がらない国という不名誉な状況を生み出している。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。政府として、最低賃金法を改正し、地域別の最低賃金制度を改め、全国一律に是正する必要がある。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金ただちに1500円を実現し、1700円をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金を引き上げても、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

藤井寺市議会 議長 片山 敬子

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
中央最低賃金審議会会長 宛